

とし、これらの結果を公表する。

② 特殊法人及び認可法人（注1）

(7) 主務大臣は、国家公務員の定員の純減目標（今後5年間で5%以上の純減）及び給与構造改革を踏まえ、各法人ごとに、国家公務員に準じた人件費削減の取組を行うことを要請する。

(4) 各法人の人件費削減の取組は、主務大臣の要請を踏まえ、今後5年間で5%以上の人員の純減又は人件費（注2）の削減を行うことを基本とする。これに加え、役職員の給与に関し、国家公務員の給与構造改革を踏まえた見直しに取り組むものとする。また、各法人の長は、これらの内容について人件費削減計画の策定に取り組むものとする。

(ウ) 主務大臣は、法人の予算の認可等に当たり、これらの取組が適切になされているかどうかを厳正に審査する。また、上記(イ)の取組を踏まえ、各法人に対する補助金等を抑制する。

(エ) 各法人及び主務大臣は、各法人の給与水準について、国家公務員との比較（ラスパイレス指数）の公表を行うとともに、内閣官房において取りまとめ公表する。

（注1）対象法人は、特殊法人等整理合理化計画の対象とされた法人から、同計画に沿って廃止、民営化等及び独立行政法人化のための措置が講じられた法人、共済組合類型の法人として整理された法人、日本放送協会、日本赤十字社並びに特殊会社を除き、放送大学学園及び銀行等保有株式取得機構を加えたもの（ただし、住宅金融公庫にあっては平成19年3月31日までの間は対象とする。）。

（注2）今後の人事院勧告を踏まえた給与改定分を除く。

③ 公益法人等

主務大臣は、「国と特に密接な関係を持つ公益法人」（「公務員制度改革大綱に基づく措置について」（平成14年3月29日公益法人等の指導監督等に関する関係閣僚会議幹事会申合せ））に対して、同申合せにおける常勤の役員の報酬・退職金等に係る措置に準じて、各法人において職員の給与水準を点検し、必要に応じ見直しを行うよう要請する。

また、主務大臣は、「特別の法律により設立される民間法人」（臨時行政調査会最終答申（昭和58年3月14日）における「自立化の原則」にのっとり民間法人化した法人及び特殊法人等整理合理化計画に沿って民間法人化した法人をいう（士業団体、事業者団体中央会、株式会社及び農林中央金庫を除く。）。））に対して、「特別の法律により設立される民間法人の運営に関する指導監督基準」（平成14年4月26日閣議決定）における役員の報酬等に係る措置に準じて、各法人において職員の給与水準を点検し、必要に応じ見直しを行うよう要請する。

④ 地方公社等

地方独立行政法人、地方公社や第三セクター等の人員や給与に関する情報を国民に分かりやすく開示させ、改革の取組を促す。

エ フォローアップ

① 政府において総人件費について全体として捉え、総合的に調整できるような仕組みを工夫するとともに、人員や給与に関する情報の国民への分かりやすい開示を徹底し、その根拠や決定過程の透明性を高める。

このため、内閣官房を中心に、総務省、財務省の協力を得て、総人件費改革の各所管府省等の取組についてフォローアップを行い、その結果を行政改革推進本部に報告するとともに、公表する。また、経済財政諮問会議は総人件費改革の実施状況をフォローアップする。

② 内閣官房、内閣府、総務省において、人件費抑制を始め行政改革に関する先進的な取組が全国に広がるよう、国・地方を通じた優良事例をオープンに議論しその効果を競い合う「行革コンペ」の実施等により競争的環境の醸成に向けて取り組む。

(2) 公務員制度改革の推進

能力・実績主義の人事管理の徹底、再就職管理の適正化等の観点に立った公務員制度改革について、総人件費改革の推進状況等も踏まえつつ、関係者との率直な対話と調整を進め、できる限り早期に具体化を図る。

また、公務員の労働基本権や人事院制度、給与の在り方、能力主義や実績評価に基づく処遇、キャリアシステム等公務員の人事制度を含めた公務員制度についても、国民意識や給与制度改革の推進状況等も踏まえつつ、内閣官房を中心に幅広い観点から検討を行う。

当面、改革の着実な推進を図るため、次の事項についての取組を進める。

ア 公務部門の多様な職場等に定着し、人事管理の基盤的ツールとして活用可能なより実効ある新たな人事評価システムの構築に向け、職員の職務遂行能力、勤務実績をできる限り客観的に把握するための新たな人事評価の第1次試行を平成18年1月から開始する。試行結果の分析等を踏まえた必要な改善を行い、対象範囲を拡大して、平成18年度中に第2次試行を開始するなど、段階的な取組を進める。

イ 官民交流の推進について、各府省と民間企業双方の交流希望の人材・ポストに関する情報を活用しつつ、交流を促進するとともに、大学、研究機関等を含めた幅広い交流を図るため、制度面の見直しに取り組む。

また、各府省の幹部の1割を目途とした人事交流を行うなど府省間の人事交流を進める。

このほか、国家公務員採用I種試験について、幅広い視野と十分な専門性などをよりの確に検証等するために平成18年度から改善がなされることを受け、多様で有為な人材の確保に一層努める。

計画的な能力開発の促進に資するための方策については、引き続き検討を進める。

ウ 独立行政法人、特殊法人、認可法人及び国と特に密接な関係を持つ公益法人の役員への国家公務員出身者の選任・就任に関する累次の閣議決定等の遵守、早期退職慣行の是正の計画的な推進など、適切な退職管理に引き続き取り組む。

エ 職員が留学中又は留学終了後早期に離職した場合に、留学費用を償還させる制度を創設するため、所要の法律案を平成18年通常国会に提出する。

5 政府資産・債務改革

政府資産・債務改革は、「小さくて効率的な政府」を実現し、政府債務の増大を圧縮するために、欠くことができない。今後とも、これまでの財政投融资改革による財政融資資金の貸付金残高の縮減を維持し、徹底的な歳出削減を図るとともに、売却可能な国有財産の売却促進を行うこと等により、政府の資産・債務規模の圧縮を行う。特に、特別会計改革及び政策金融改革と連動させ、国のバランスシート全体の位置付けの中で積極的に推進する。また、資産・債務の管理の在り方についても、民間の視点・技法をも積極的に活用しつつ、見直しを進める。国及び地方公共団体の資産・債務の管理等に必要な公会計の整備については、企業会計の考え方を活用した財務書類の作成基準等の必要な見直しを行うなど、一層の推進を図る。これにより、政府資産がスリム化され、国の財政に寄与するとともに、内在する金利変動等のリスクも軽減される。

政府資産・債務管理についての上記の考え方を踏まえ、今後の財政運営に当たっては、

- ア 将来の国民負担を極力抑制すること
- イ 金利変動など財政運営に関するリスクを適切に管理すること
- ウ 債務残高を抑制すること
- エ 剰余金・積立金については合理的な範囲にとどめること

を原則とすることを明示し、また、そのために必要な財務情報の開示を徹底する。

(1) 政府の資産・債務規模の縮減

ア 政府資産については、真に必要な部分のみを厳選して保有する。

イ 政府の資産規模の対名目GDP比を、今後10年間で概ね半減させるといったような長期的な目安を念頭におきながら資産のスリム化を進める。

(注) 一定の政策目的のために保有している外為資金・年金寄託金等及び売却困難な道路・河川等の公共用財産はスリム化の対象としないが、それぞれの政策目的に照らして、資産を合理的に管理する必要がある。

ウ 売却可能な国有財産について一層の売却促進に努める。

エ 明確な必要性がない剰余金・積立金については、国債残高の抑制等を図

り国民負担の軽減につなげるために活用する。

(2) 資産・債務管理の課題

ア 時価に基づく売却収入及び機会費用を考慮し、国有財産の売却可能性を検討する。

イ 国有財産の証券化については、対象資産の種類とリスク分散の仕組みや国民負担軽減の観点から検討する。貸付金の証券化についても、幅広い観点からその適否を検討する。

ウ 国有財産の管理に当たっては、民間有識者・専門家の知見を十分に取り入れるなど所要の制度的枠組みを整える。

エ 国有財産の管理処分が一層効率的に行える法改正を平成18年通常国会において行う。

オ 民間有識者・専門家の知見を引き続き十分に取り入れながら、専門家集団としての一層の向上など公債の管理政策の一層の充実を図る。

(3) 早急に対応すべき課題

ア 国有財産の有効活用・民間活用の促進

既存庁舎等の使用について、省庁横断的な調整・監査をこれまで以上に強力的に実施し、無駄な使用を解消する。一棟全体が不用となった庁舎等は、速やかに民間等に売却するとともに、一部に余剰が生じた庁舎等については、余剰部分を民間等に貸し付けることができるようにする。

また、新たに庁舎等を取得する場合においては、保有と賃借のいずれが有利かを厳密に検証し、選択する。

イ 国有財産の売却の促進

物納財産等の未利用国有地については、積極的な売却努力をする。不整形地などの未利用国有地等について、整形化等を行い早期に売却できるよう、条件整備をする。また、未利用国有地の売却までの間、民間による暫定活用を推進する。

国有財産の高度利用・民間活用、売却促進を強力的に推進するため、平成18年通常国会に国有財産法等の改正案を提出する。

(4) 国民への説明責任

財務省は改革の方向と具体的施策を明らかにするため、平成18年度内に、工程表を作成し、経済財政諮問会議に報告する。

(5) 地方における取組

地方においても、国と同様に資産・債務改革に積極的に取り組む。各地方公共団体の資産・債務の実態把握、管理体制状況を総点検するとともに、改

革の方向と具体的施策を明確にする。総務省は、各地方公共団体と協議しつつ、目標と工程表の作成などの改革を推進するよう要請する。

6 社会保険庁改革

(1) 基本的な考え方

社会保険庁改革については、内部統制の強化、業務の効率化、保険料収納率の向上、国民サービスの向上等を図る観点から、本年5月31日の「社会保険庁の在り方に関する有識者会議」最終取りまとめに即して、平成20年10月を目途に、現行の社会保険庁を廃止するとともに、公的年金と政管健保の運営を分離の上、それぞれ新たな組織を設置する等の解体的出直しを行い、所要の法律案を平成18年通常国会に提出する。

(2) 公的年金の運営主体について

ア 公的年金については、確実な保険料の収納と給付を確保するとともに、国民の意向を反映しつつ、適正かつ効率的で透明性のある事業運営を図るため、これまでの組織とは異なる機能・構造等を備えた新たな国の行政機関（厚生労働省の特別の機関）を設置する。

イ 具体的には、事業運営に関する重要事項の決定に際して議を経なければならない機関として「年金運営会議」を設置するとともに、会計監査、業務監査及び個人情報管理監査を行う特別な監査体制を整備し、それぞれ複数の外部専門家を登用する。

ウ あわせて、保険料の強制徴収等の強化すべき業務への要員のシフトを図りつつ、市場化テストの拡大等による大幅な人員削減等を行うとともに、民間企業的な能力主義・実績主義に立った人事評価制度の導入、各都道府県に設置された社会保険事務局の廃止及び新たなブロック機関への集約等の地方組織の抜本改革を行う。また、社会保険オンラインシステムの見直し、年金被保険者・受給者カード等の導入の検討等、各般にわたるIT化の推進・サービス向上のための取組を進める。

(3) 政管健保の運営主体について

ア 政管健保については、国から切り離し、全国単位の公法人を設立した上で、都道府県単位の財政運営を基本とした事業運営を行う。

イ 公法人については、関係事業主、被保険者等の意見に基づく自主自律の運営を確保する等、保険者として責任を持った運営を確保する。

ウ 政管健保の「適用」及び「徴収」の事務については、事務の効率性、企業の負担軽減等の観点から、相互の独立性を確保しつつ、公的年金の運営主体において併せて実施する。

(4) 改革の継続的な推進

新組織の発足後も、上記の取組を通じた事業運営の効率性、保険料収納率、サービス改善等の状況を総合的に評価し、組織形態を含め全般を見直しながら、継続的に改革を進める。

(5) 年金福祉施設等について

年金福祉施設等については、5年後の廃止を前提とした独立行政法人年金・健康保険福祉施設整理機構において整理合理化を進めるとともに、年金福祉施設等の運営等が委託されている公益法人についても、廃止・統合等の抜本的な見直しを速やかに進める。

7 規制改革・民間開放の推進

規制改革・民間開放は、我が国の経済活性化や国民生活の安定・向上を図っていく上で極めて重要であり、民間有識者からなる規制改革・民間開放推進会議と全閣僚により構成される規制改革・民間開放推進本部との連携の下、官製市場や国民生活、産業活動に対する国の関与等に関する規制改革・民間開放を推進する。

(1) 「市場化テスト」の本格的導入

公共サービスの受け手となる国民の視点に立ち、公共サービスの質の維持向上・コストの削減・要否の仕分け等に資するよう、経済財政運営と構造改革に関する基本方針2005等を踏まえ、「公共サービス効率化法（市場化テスト法）案（仮称）」を平成18年通常国会に早期に提出する。

(2) 官業の民間開放の推進

「民間でできることは民間に」という原則を基本として、国が直接実施している事務・事業、独立行政法人、特殊法人、認可法人、公益法人（国からの指定等に基づき特定の事務・事業を実施する法人等）が実施している事務・事業、地方公共団体の事務・事業について、民間委譲（民営化、譲渡）、民間への包括的業務委託又は民間参入に向けた環境整備を積極的に推進する。

(3) 主要分野の規制改革の推進

「規制改革・民間開放推進3か年計画（改定）」（平成17年3月25日閣議決定）に基づき、計画の実施状況の監視やフォローアップ、個別要望や新たな課題への対応など、検討を進める。

特に、規制改革・民間開放推進会議が「横断的重点検討分野」として掲げる、少子化への対応、生活・ビジネスインフラの競争促進、外国人の移入・在留、「個別重点検討分野」として掲げる医療、教育、農業・土地住宅分野について、同会議の第2次答申の具体的施策を踏まえ、規制改革・民間開放推進本部とも連携を図りつつ、速やかに必要な規制改革を推進する。

(4) 規制の評価・見直しの推進

ア RIA（規制影響分析）の導入を積極的に推進する。このため、各府省は引き続きRIAの試行を積極的に実施するとともに、総務省は平成18年度中に行政機関が行う政策の評価に関する法律の枠組みの下で、規制について事前

評価を義務付けるために必要な措置を講ずる。

イ 通知・通達等法令以外の規定に基づく規制について、規制改革・民間開放推進会議の第2次答申の具体的施策を踏まえ、必要な見直しを推進する。また、制度創設以来一定の年限が経過した規定に基づく規制について、平成18年度中に見直し基準を策定し、見直しを推進する。

8 政策評価の改善・充実

政策評価の改善・充実を図るため、「政策評価に関する基本方針」（平成13年12月28日閣議決定。平成17年12月16日改定。）等を踏まえ、以下のアからウを始めとする取組を積極的に進める。

ア 施政方針演説等で示された内閣の重要政策を踏まえ、各府省の政策の体系化を図り、それらに応じた政策評価の重点化・効率化を推進する。

イ 政策評価の質の一層の向上を推進するため、政策体系の明示や達成目標の定量化、データ等の公表等に取り組むとともに、政策評価と予算・決算との連携強化を図る。

ウ 政策評価の結果を国民に分かりやすく伝えるよう評価書等の改善を進めるなどにより、国民への説明責任を徹底する。

9 公益法人制度改革

公益法人制度改革については、16年行革方針において具体化された「公益法人制度改革の基本的枠組み」に基づき、制度上の枠組みを設計し、法案を平成18年通常国会に提出する。

また、その具体的内容を踏まえ、新制度施行までの間に、対応する税制上の措置を講ずる。

10 改革の推進

(1) 「行政改革推進法案（仮称）」の策定

本重要方針で定める改革の今後における着実な実施のため、基本的な改革の方針、推進方策等を盛り込んだ「行政改革推進法案（仮称）」を、行政改革担当大臣の下、内閣官房行政改革推進事務局において策定し、平成18年通常国会に提出する。

(2) 推進体制の整備

全閣僚から構成される「推進本部」を設置し、経済財政諮問会議とも連携しつつ、上記の改革の着実な推進とフォローアップを行い、改革を加速する。

(3) 「行政減量・効率化有識者会議（仮称）」の開催

4 (1) ア①(7)のとおり、今後、国の行政機関が行っている事務事業の削減に関し、有識者の知見も活用しながら、行政改革推進本部において成案を得、政府の方針として決定する。このため、「行政減量・効率化有識者会議

（仮称）」を開催し、当該会議に関する事項については、行政改革推進本部長が決定する。

また、「行政減量・効率化有識者会議（仮称）」は、「独立行政法人に関する有識者会議」等の機能を引き継ぐ。

（４）その他

本重要方針に掲げたもののほか、行政改革の推進に関し、12年行革大綱及び16年行革方針等既定方針に基づく諸改革の着実な実施を図る。

さらに、毎年度、本重要方針の実施状況に関するフォローアップを12年行革大綱及び16年行革方針に係るフォローアップと併せて行い、その結果を行政改革推進本部に報告し、公表する。

【別表1】

主務府省	法人名	政策評価・独立行政法人評価委員会の勧告の方向性の主な内容		
		組織形態	役職員の身分	事務及び事業
内閣府	駐留軍等労働者労務管理機構	—	—	<ul style="list-style-type: none"> 本部管理部門のスリム化、支部組織のスリム化・統廃合 組織・業務運営の見直しによる大幅な人員削減・コスト削減
総務省	情報通信研究機構	—	非公務員化	<ul style="list-style-type: none"> 本部の統合、地方拠点の見直し、管理部門の効率化等による総費用の縮減 研究開発を「新世代ネットワーク技術」など3つの領域に重点化
財務省	酒類総合研究所	—	非公務員化	<ul style="list-style-type: none"> 民間資金を導入することが適当な研究課題の民間機関との共同実施の推進 鑑評会の業界団体との共催等による実施
文部科学省	国立特殊教育総合研究所	—	非公務員化	<ul style="list-style-type: none"> 特殊教育に関する研究をナショナルセンターとして求められる研究に重点化 長期研修の廃止・転換、都道府県で定着した研修・講習会の廃止
	国立国語研究所	—	非公務員化	<ul style="list-style-type: none"> 国語研究事業を基幹的調査研究と喫緊課題対応型調査研究に再編・整理 日本語教育事業を国語研究の成果等を活用したものに再編・整理
	国立美術館	—	非公務員化	<ul style="list-style-type: none"> 調査研究事業をコレクションの形成、展覧会の実施等に関するものに特化 研修事業の内容を高度で専門的な内容に特化・重点化
	国立博物館 文化財研究所	統合	非公務員化	<ul style="list-style-type: none"> 2法人の事務・事業の一体的実施 地方への鑑賞機会の提供を地方巡回展から文化財貸与に重点化
厚生労働省	国立健康・栄養研究所	—	非公務員化	<ul style="list-style-type: none"> 調査研究を「生活習慣病の予防のための運動と食事の併用効果に関する研究」などに特化・重点化 国民健康・栄養調査の集計業務の期間短縮化、経費節減

農林水産省	農林水産消費技術センター	統合	—	<ul style="list-style-type: none"> ・ 3法人の事務・事業の一体的実施 ・ 地方組織の事務・事業について、統合メリットの最大限発揮等の観点から早期に一体的運営
	肥飼料検査所			
	農薬検査所			
	種苗管理センター	—	非公務員化	<ul style="list-style-type: none"> ・ 茶樹の原種生産・配布業務について、早期に民間又は地方に移行の上、廃止 ・ 栽培試験業務の実施農場、種苗検査業務の実施農場の集約化
	家畜改良センター	—	非公務員化	<ul style="list-style-type: none"> ・ めん羊、山羊、うさぎの改良・増殖業務について、民間等に移行の上、廃止
	林木育種センター	森林総合研究所と統合	非公務員化	<ul style="list-style-type: none"> ・ 森林総合研究所との事務・事業の一体的実施 ・ 新品種開発等の対象樹種の重点化
	水産大学校	—	非公務員化	<ul style="list-style-type: none"> ・ 専攻科の規模縮小
経済産業省	経済産業研究所	—	— (注)	<ul style="list-style-type: none"> ・ 法人の任務の明確化及び研究領域の重点化 ・ 経済産業政策への反映状況に関する客観的評価の実施
	工業所有権情報・研修館	—	非公務員化	<ul style="list-style-type: none"> ・ 法人の任務・役割の明確化及び業務運営の合理化・効率化・適正化
国土交通省	建築研究所	—	非公務員化	<ul style="list-style-type: none"> ・ 法人の任務・役割の明確化及び研究業務の重点化・効率化
	交通安全環境研究所	—	非公務員化	<ul style="list-style-type: none"> ・ 法人の任務・役割の明確化及び研究業務等の重点化・効率化 ・ リコール関係業務の充実・強化
	海上技術安全研究所	—	非公務員化	<ul style="list-style-type: none"> ・ 法人の任務・役割の明確化及び研究業務の重点化・効率化
	電子航法研究所	—	非公務員化	<ul style="list-style-type: none"> ・ 法人の任務・役割の明確化及び研究業務の重点化・効率化
	航空大学校	—	非公務員化	<ul style="list-style-type: none"> ・ 教育業務・整備業務・運用業務・管理業務の見直し・効率化により、職員の削減も含めスリム化
環境省	国立環境研究所	—	非公務員化	<ul style="list-style-type: none"> ・ 関係機関との連携の在り方も視野に入れた業務見直しを前提とする研究の選択と集中

(注) 設立当初より特定独立行政法人以外の独立行政法人（非公務員型）

【別表2】

法人名（所管府省）	事業について講ずべき措置	
	組織形態について講ずべき措置	
<p>日本中央競馬会 （農林水産省）</p>	<p>事業</p>	<p>【助成金交付事業】</p> <ul style="list-style-type: none"> ○ 当事業の透明性向上のためにこれまで講じている外部有識者委員会による助成事業の選定・評価、補助金等に係る予算の執行の適正化に関する法律の規定の準用等に加え、助成事業の評価結果を全面的に公表する仕組みを導入する。 ○ 国の畜産関係補助金との役割分担を明確化する。 <p>【中央競馬関係事業】</p> <ul style="list-style-type: none"> ○ 競争性のある契約のうち競馬の公正・中立性の確保上支障のない契約については、そのすべての契約を、平成22年までのできる限り早い時期に競争入札に移行させる。 ○ 子会社・関係会社の組織・事業の再編・統廃合を実施する。 ○ 入札結果・経営内容等の情報開示を一層進める。 <p>【その他】</p> <ul style="list-style-type: none"> ○ 外部監査を導入する。
	<p>組織</p>	<ul style="list-style-type: none"> ○ 現行の組織形態（特殊法人）を継続する。 ○ 組織運営について、一層の効率化を図るため、次の措置を講ずる。 <ul style="list-style-type: none"> ・ 競馬の公正・中立性の確保上支障のない範囲において主務大臣の関与・規制の緩和。 ・ 内部組織として学識経験者等で構成される中立性を有する機関の設置。 ・ 当該機関による定量的な経営目標の設定及び業績評価の実施。 ・ 当該経営目標の公表及び当該業績評価の結果の公表。 ・ 経営不調時における役員解任規定の導入。
<p>地方競馬全国協会 （農林水産省）</p>	<p>事業</p>	<p>【助成金交付事業】</p> <ul style="list-style-type: none"> ○ 内部組織として外部有識者から構成される委員会を設け、当該委員会が助成事業の選定及び評価を実施する仕組みを導入する。 ○ 助成事業の評価結果を全面的に公表する仕組みを導入する。 ○ 補助金等に係る予算の執行の適正化に関する法律の規定を準用し、助成金の不正な使用の防止等の仕組みを導入する。 <p>【地方競馬関係事業】</p> <ul style="list-style-type: none"> ○ 地方競馬の開催日程・番組編成の調整、競走の実施の受託事務、共同利用施設の整備等の地方競馬の事業の改善に資する事業を新たに実施する。 <p>【交付金制度】</p> <ul style="list-style-type: none"> ○ 交付金納付猶予制度の利用の円滑化のための措置を講ずる。 <p>【その他】</p> <ul style="list-style-type: none"> ○ 外部監査を導入する。
	<p>組織</p>	<ul style="list-style-type: none"> ○ 地方共同法人とする。

<p>日本自転車振興会 日本小型自動車振興会 (経済産業省)</p>	<p>事業</p> <p>【助成金交付事業】</p> <ul style="list-style-type: none"> ○ 内部組織として外部有識者から構成される委員会を設け、当該委員会が助成事業の選定及び評価を実施する仕組みを導入する。 ○ 助成事業の評価結果を全面的に公表する仕組みを導入する。 ○ 外部監査を強化する。 ○ 補助金等に係る予算の執行の適正化に関する法律の規定を準用し、助成金の不正な使用の防止等の仕組みを導入する。 <p>【交付金制度】</p> <ul style="list-style-type: none"> ○ 交付金納付猶予制度の利用の円滑化のための措置を講ずる。 ○ 競技施行者の経営状況及びその改善努力等を踏まえ、交付金制度について検討し、所要の法律案の国会提出時まで結論を得る。 <p>組織</p> <ul style="list-style-type: none"> ○ 組織の効率化、企画力の向上等を図る観点から、両法人が実施している事業については、競輪事業及びオートレース事業の状況を踏まえつつ、指定を受けた一つの公益法人が承継することを基本とする。その際、両事業に係る経理を厳格に区分する。 ○ 競技施行者である地方自治体関係者を当該公益法人の評議員会等の構成員とすることにより、当該公益法人の運営に地方自治体が参画するものとする。
<p>(財) 日本船舶振興会 (国土交通省)</p>	<p>事業</p> <p>【助成金交付事業】</p> <ul style="list-style-type: none"> ○ 事業評価を実施し、当該評価結果の評議員会への報告を経て、その結果を助成事業に反映する仕組みを導入する。 ○ 助成事業のうち、モデル事業を選定し、当該事業については、上記事業評価に加え、専門の民間会社による評価を実施する。 ○ 助成事業の評価結果を全面的に公表する仕組みを導入する。 ○ 外部監査を強化する。 ○ 補助金等に係る予算の執行の適正化に関する法律の規定を準用し、助成金の不正な使用の防止等の仕組みを導入する。 <p>【交付金制度】</p> <ul style="list-style-type: none"> ○ 競技施行者の経営状況及びその改善努力等を踏まえ、交付金制度の在り方について検討し、所要の法律案の国会提出時まで結論を得る。 <p>組織</p> <ul style="list-style-type: none"> ○ 現行の組織形態（財団法人）を継続する。なお、モーターボート競走法以外の国の規制については、公営競技関係法人を取り巻く状況等を踏まえ、適切に対応する。

【別表3】

法人名（所管府省）	事業について講ずべき措置	
	組織形態について講ずべき措置	
総合研究開発機構 （内閣府）	事業	<ul style="list-style-type: none"> ○ 国・地域にとって中長期的に重要となる公益性・政策性の高い業 際的・先駆的課題の研究に特化する。 ○ 内部組織として学識経験者等で構成される委員会を設け、研究計 画の審査や研究成果の評価を実施し、評価等を公表する。
	組織	<ul style="list-style-type: none"> ○ 財団法人とする（公益法人制度の抜本的改革を踏まえ、所要の見 直しを行う。）。 ○ 国の出資金を無利子貸付金に振り替え、一定期間後、割賦償還さ せる。

【別表 4】

法人名（所管府省）	取組状況等
関西国際空港株式会社 （国土交通省）	① 経営形態の在り方について、「道路関係四公団、国際拠点空港及び政策金融機関の改革について」（平成14年12月17日閣議決定）において、単独で民営化を進めること等の結論を得た。 ② 関西国際空港株式会社において、経営改善計画を策定し、経営改善を進めるとともに、有利子債務の確実な償還を実施中。 ③ 平成16年度に、会社創立以来初めて経常収支が黒字となった。
日本電信電話株式会社 東日本電信電話株式会社 西日本電信電話株式会社 （総務省）	① 平成17年9月6日に、株式売却（約112万3千株）を実施。これにより、売却可能な政府保有株式の処分を終了。 ② 政府保有株式数規制の緩和又は撤廃については、情報通信審議会答申（平成14年2月13日）において、国の安全確保、ユニバーサルサービスの安定的な確保及び我が国の研究開発力の維持に関するすべての条件が満たされることが前提となる旨の結論を得た。 ③ 今後、上記条件の充足状況を検証し、できる限り早期に政府保有株式数規制について結論を得る。
北海道旅客鉄道株式会社 四国旅客鉄道株式会社 九州旅客鉄道株式会社 日本貨物鉄道株式会社 （国土交通省）	① 各社とも中期経営計画を策定し、経営基盤の強化を図っている。 ② 平成16年度決算において、経常収支では、北海道は7期連続、四国は6期連続、九州は10期連続、貨物は4期連続のそれぞれ黒字を計上し、黒字基調が定着している。

【別表5】

法人名（所管府省）	講ずべき措置
＜検査・検定関係法人＞	
日本消防検定協会 （総務省）	○ 手数料について、今後5年間で概ね10%引き下げる。 ○ 所管省は、消防用機械器具等に関する十分な知見や技術力を有する法人に積極的に働きかける等により、民間参入を促進する。
危険物保安技術協会 （総務省）	○ 手数料について、今後5年間で概ね10%引き下げる。 ○ 所管省は、他の民間法人も市町村等から審査の委託を受けられる旨を周知し、民間参入を促進する。
日本電気計器検定所 （経済産業省）	○ 手数料について、今後5年間で概ね10%引き下げる。 ○ 資本関係・人的関係など利害関係の影響を受ける範囲についてのガイドライン等を策定し当該範囲の明確化を図ることにより、適切な能力・ノウハウを持った民間の参入を促進する。
高圧ガス保安協会 （経済産業省）	○ 手数料について、今後5年間で概ね10%引き下げる。 ○ 既存の運転設備の増・改築であって、保安管理上問題のないものについては、自主検査の対象範囲の拡充を図る。 ○ 所管省は、技術基準作成等の委託に際し、公募制の導入により、その委託単価の透明化を図る。
日本小型船舶検査機構 （国土交通省）	○ 手数料について、今後5年間で実質10%引き下げる。（安全性を考慮した小型船舶の定期的検査の期間延長措置（3年を4年に延長）及び手数料の見直しによる受検者の負担軽減）
軽自動車検査協会 （国土交通省）	○ 手数料について、今後5年間で概ね10%引き下げる。
＜災害防止関係団体＞	
中央労働災害防止協会 陸上貨物運送事業労働災害防止協会 建設業労働災害防止協会 林業・木材製造業労働災害防止協会 港湾貨物運送事業労働災害防止協会 鉱業労働災害防止協会 （厚生労働省）	○ 効率化を進め補助に係る一般管理費を10%相当削減する等により、経常的経費に係る補助金及び委託費を、今後5年間で10%削減する。
＜士業団体＞	
日本公認会計士協会 （金融庁） 日本行政書士会連合会 （総務省） 日本司法書士会連合会 日本土地家屋調査士会連合会 （法務省） 日本税理士会連合会 （財務省） 全国社会保険労務士会連合会 （厚生労働省） 日本弁理士会 （経済産業省）	○ 登録手数料について、人件費、物件費等算定根拠を可能な限り具体的に示し、透明化・明確化を図る。

＜年金・保険・共済関係法人＞	
消防団員等公務災害補償等共済基金 (総務省)	<ul style="list-style-type: none"> ○ 業務の一層の効率化により事務費を今後5年間で概ね10%削減するとともに、掛金額を始め基金の経営状況等の公開を一層推進する。 ○ 公務災害防止事業について、外部評価を実施し、事業の効率的・効果的な実施を推進する。
企業年金連合会 (厚生労働省)	<ul style="list-style-type: none"> ○ 代行部分の業務について、システム化、外部委託等の推進により一層の効率化を図り、支払件数1件当たりの補助金を今後5年間で10%削減する。 ○ 福祉施設について、平成18年度中に独立採算化を図り、達成できない場合は施設を売却する。
石炭鉱業年金基金 (厚生労働省)	<ul style="list-style-type: none"> ○ 福祉施設を地元地方公共団体へ譲渡することについて、関係事業者、関係府省等と検討し、早急に結論を得る。
漁船保険中央会 (農林水産省)	<ul style="list-style-type: none"> ○ 下部団体について合併を促進し、漁船保険制度の安定的な運営を維持する。
全国漁業共済組合連合会 (農林水産省)	<ul style="list-style-type: none"> ○ 掛金の料率改定等により速やかに単年度の収支均衡を図る。 ○ 下部団体について合併を促進し、漁業共済制度の円滑な運営を図る。
＜事業者団体＞	
全国農業会議所 (農林水産省)	<ul style="list-style-type: none"> ○ 市町村合併の動向を踏まえ、農業委員会の広域連携を推進し、農業委員会の事業等の効率化を推進する。
全国農業協同組合中央会 (農林水産省)	<ul style="list-style-type: none"> ○ 法人が定めた「組合の組織、事業及び経営の基本方針」に基づき、系統組織の合併、経済事業の見直しを推進し、系統組織の事業等の効率化を推進する。
日本商工会議所 (経済産業省)	<ul style="list-style-type: none"> ○ 合併のマニュアルを作成するなど、商工会議所の合併を推進し、商工会議所の事業等の効率化を推進する。
全国商工会連合会 (経済産業省)	<ul style="list-style-type: none"> ○ 法人が定めた商工会合併支援計画に基づき、商工会の合併を推進し、商工会の事業等の効率化を推進する。
全国中小企業団体中央会 (経済産業省)	<ul style="list-style-type: none"> ○ 効率化を進め指定事業の経常的経費を10%削減する等により、経常的経費に係る補助金及び委託費を、今後5年間で10%削減する。
＜投資育成株式会社＞	
東京中小企業投資育成株式会社 名古屋中小企業投資育成株式会社 大阪中小企業投資育成株式会社 (経済産業省)	<ul style="list-style-type: none"> ○ 審査基準、投資先選定過程を開示し、業務の透明化を一層推進する。
＜その他法人＞	
自動車安全運転センター (警察庁)	<ul style="list-style-type: none"> ○ 証明業務の手数料について、今後5年間で概ね10%引き下げる。 ○ 一般・企業運転者に対する安全運転研修について、社会的ニーズや他の民間事業者における継続的実施の可能性を踏まえつつ、平成18年度中に改廃を含めた見直しを行う。 ○ 安全運転研修施設の管理等について、平成18年度中に一般競争入札を導入する。

<p>社会保険診療報酬支払基金 (厚生労働省)</p>	<ul style="list-style-type: none"> ○ レセプト電算処理システムについては、今後、段階的にオンライン請求の導入を進め、5年後を目途にほぼすべてのレセプトについてオンライン処理を行えるようにする。 ○ レセプト電算処理システムの普及促進、他の審査支払機関との相互受託による競争促進、外部委託の促進による定員削減等組織のスリム化及び業務の効率化を推進することにより、引き続き、審査支払手数料の適正化を図る。
<p>中央職業能力開発協会 (厚生労働省)</p>	<ul style="list-style-type: none"> ○ 技能検定制度について、新設の職種については、民間の指定試験機関において行うことを原則とする。既存の職種については、民間の指定試験機関への移行を促進するとともに、経済社会情勢の変化に対応した統廃合を行う。 ○ ビジネスキャリア制度については、専門知識・能力の体系化及び能力評価に特化し、厚生労働大臣の講座認定は廃止する。能力評価試験についても、類似の資格試験の状況を踏まえ整理合理化を図る。 ○ 総収入に占める補助金及び委託費の割合の50%程度への引下げに向け、今後5年間で、補助に係る一般管理費を10%相当削減する等により、経常的経費に係る補助金及び委託費を10%削減する。
<p>農林中央金庫 (農林水産省)</p>	<ul style="list-style-type: none"> ○ 信用農業協同組合連合会との統合等により、系統組織の金融業務の効率化及び健全な運営を図る。
<p>日本勤労者住宅協会 (国土交通省)</p>	<ul style="list-style-type: none"> ○ 継続事業の実施による借入金の返済に努め、今後3年以内を目途に法人を廃止する。